

## 議案第 2 号

茂原市史編さん委員会条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市史編さん委員会条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

平成 29 年 1 月 26 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

### 茂原市史編さん委員会条例

#### (設置)

第 1 条 茂原市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑かつ効率的に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、茂原市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 市史編さん事業の計画及び運営に関すること。
- (3) その他市史編さんに関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織し、学識経験者のうちから茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(調査執筆等)

第7条 委員は、市史編さん資料の調査研究並びに市史の執筆及び編集を行う。

- 2 委員会の決定に基づき、特に専門的な分野における市史編さん資料の調査研究並びに市史の執筆及び編集に当たるため、市史調査執筆委員を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由 市勢発展の過程を後世に伝え、茂原を愛する心を育むことを目的とした市史編さん事業を進めるため条例を制定するものです。